



平成 25 年 9 月 27 日

各 位

住 所 石 川 県 白 山 市 福 留 町 3 7 0 番 地  
会 社 名 株 式 会 社 ウ イ ル コ ホ ー ル デ ィ ン グ ス  
代 表 者 の 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 若 林 裕 紀 子  
役 職 氏 名 ( コ ー ド 番 号 : 7 8 3 1 東 証 第 二 部 )  
問 い 合 わ せ 先 財 務 部 長 見 山 英 雄  
電 話 番 号 0 3 - 2 7 7 - 9 8 3 1

## 和解による訴訟の解決及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所において係争中でありました、日本郵便株式会社から提起された損害賠償請求訴訟について、下記のとおり平成25年9月27日に和解が成立しましたので、お知らせいたします。また、これに伴い特別損失を計上することとなりましたので、あわせてお知らせします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、日本郵便株式会社より、低料第三種郵便の利用に関し、同社が被ったと主張する損害金として、当社及び広告代理店等に、平成22年3月31日付で717,024千円、平成22年8月10日付で181,463千円、平成22年11月5日付で76,836千円、平成24年3月2日付で1,203,371千円、平成24年8月14日付で310,853千円の合計2,489,548千円の賠償請求の訴えを受け、東京地方裁判所にて係争しておりましたが、今般、東京地方裁判所より和解の勧告があり、当社として総合的に検討した結果、和解に応じることといたしました。

#### 2. 和解の相手先

- (1) 名 称 : 日本郵便株式会社
- (2) 所 在 地 : 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
- (3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 高橋 亨

#### 3. 和解の主な内容

当社は、日本郵便株式会社に対し、500,000千円の和解金を支払い、低料第三種郵便の利用に関しては、本和解に定める以外何等の債権債務も存しないことを相互に確認する内容となっております。

#### 4. 今後の見通し

今回の和解金については、平成25年10月期に特別損失として計上いたします。

当社は、当期第2四半期において当該訴訟事件に係る引当金を167,000千円計上しており、今回の和解金500,000千円との差額333,000千円を第4四半期の特別損失として計上することとなりますが、今期の業績に与える影響は、現在精査中でありますので、業績予想の修正が必要と判断される場合は速やかに公表いたします。

以 上